

課長

一課内回

極東國際軍事裁判所條例

第一章 裁判所の構成

第一條 裁判所の設置 極東に於ける重大戦争犯罪人の公正且迅速なる審理及処罰のため  
茲に極東國際軍事裁判所を設置す 裁判所の常設地は東京とす

第二條 裁判官 本裁判所は降伏文書の署名國並にインド、フィリピン國により申立てられたる人名中より聯合國軍最高司令官の任命する六名以上十一名以内の裁判官を以て構成す

第三條 上級職員及び書記課

- (一) 裁判長 聯合國軍最高司令官は裁判官中の一名を裁判長に任命ス
- (二) 書記課

(一) 裁判所書記課は聯合國最高司令官の任命に係る書記長の外必要員数の副書記長、書記、通事共の他の職責を以て構成す

(二) 書記長は書記課の事務を編成し之を指揮す

(三) 書記課は本裁判所に宛てられたる一切の文書を受理し、裁判所の記録を保管し裁判所

及び裁判官に対し必要なる書記事務を提供し、其の他裁判所の指示する職務を遂行す

#### 第四條 開廷及び定足数、投票及び缺席

一 開廷及び定足数 裁判官六名が定延せる時該裁判官は裁判所の正式開廷を宣することを得、全裁判官の過半数が定席を以て定足数の成立要件とす

二 投票 有罪の認定及刑の量定其の他本裁判所の爲す一切の決定並に裁判日定席裁判官の投票の過半数を以て決す、賛否同数なる場合に於ては裁判長の投票を以て之を決す

三 缺席 裁判官にして萬一缺席することあるも爾後出席し得るに至りたる場合に於ては其の後の凡ての審理に参加すべきものとす但公開の法廷に於て其の缺席中行使したる審理に違悞せざるの理由により自己の無資格を宣言したる場合に於ては此の限りならず

## 第二章 管轄及び一般規定

### 第五條 人並に犯罪に関する管轄

本裁判所は、平和に對する罪を包含せる犯罪に付個人として又は團体構成員として訴訟せらるる極東戦争犯罪人を審理し処罰するの権限を有す。正に獨り一又は數個の行爲は個人責任あるものとし本裁判所の管轄に属する犯罪とす。

(1) 平和に對する罪 即ち宣戰を布告せる又は布告せざる侵略戦争、若し國際法、條約、協定又は保証に違反せる戦争の計画、準備、開始、又は実行、若し右行爲の何れかを遂行する爲め、共通の計画又は共同謀議への参加

(2) 通例の戦争犯罪 即ち、戦争法規又は戦争慣例の違反

(3) 人道に對する罪 即ち、戦前又は戦時中爲されたる殺戮、殺滅、奴隸的虐使、追放、其の他の非人道的行爲、若し犯行地が團内法違反にも否かを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して締せられたる政治的又は人種的理由に基く追放行爲

上記犯罪の何れかを犯せんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せしむべき

蓋 組織者、教唆者及び共犯者は斯かる計画の遂行上爲されたる一切の行爲に付其の何人  
に依りて爲されたることを問はず責任を有す

### 第六條 被告人の責任

何時にても問はず被告人が保身せる公務上の地位若は被告人が自己の政府又は上司の  
命令に従ひ行動せる事實は何れも其れ白作當該被告人をして其の間擬せられざる犯罪に對  
して責任を免れしむるに足らざるものとす。但し斯かる事情は本裁判所ニ於て正義の要求  
に必要ありと認めざる場合に於ては刑の輕減の爲め考慮することを得

### 第七條 手續規定

本裁判所は本條併の基本規定に準據し手續規定を制定し又は之を修正することを得

### 第八條 檢察官

(1) 主席檢察官 聯合國軍最高司令官の任命に係る主席檢察官は本裁判所の管轄に屬する  
戦争犯罪人に對する被疑事實の調査及び訴追を爲すの職責を有するものとす。且右最高司  
令官に對し適當なる法則上の助力を爲すものとす

(2) 参与檢察官 日本と戦争状態に存りし各「國際聯合同盟國」は主席檢察官を補佐する爲め  
参与檢察官一名を任命することを得

### 第三章 被告人に対する公正なる審理

第九條 公正なる審理の爲めの手續、被告人に対する公正なる審理を確保する爲め尨記手續を遵守すべきものとす。

(イ) 起訴狀 起訴狀には平易、簡單且適切に各起訴事實の記載を爲すべきものとす。各被告人が諒解し得る國語を以て記載せらるべき起訴狀及び其の修正文並に本條例の各篇を交付せらるべきものとす。

(ロ) 用語 審理並に之に關聯せる手續は英語及び被告人の國語を以て行はるべきものとす。又、文書其の他の書類の譯文は必要なる場合請求に應じ提供せらるべきものとす。

(ハ) 被告人の爲めの弁護士 各被告人は其の選抜に於ける弁護士に依り、代理せらるる權利を有す。日本裁判所は何時にても該弁護人を否認することを得、被告人は本裁判所の書記長に其の弁護人の氏名を届出づべし。若し被告人にして弁護士に依り、代理せらるる、ことなく且公開法廷に於て弁護人の任命を要求せし場合に於て本裁判所は該被告人の爲に弁護士を選任すべし。斯かる要求なき場合に於ても本裁判所は若し斯かる任命が公正

自ら裁判を行ふに附必要なりと認むるときは被告人の爲めに辯護人を選任することを得  
(二) 防禦の爲めの証拠、被告人は自ら又は弁護人に依り但両者に依るを得(三) 凡そいへば  
証を認用する權利を念め防禦を爲すの權利を有す、但當裁判所が定むるところの適当に  
を制限に従ふものとす

(四) 防禦の爲めの証拠の類々、被告人は本裁判所に対し書面を以て人証又は文書の顯在  
を申請することを得、その申請書には人証又は文書の所在を、思料せらるる、場所を記載す  
べし、前記申請書には人証又は文書に依りて証せんとする事實並に該事實と防禦との因  
果関係を記載すべし、本裁判所がその申請を許可し得る場合と於て日本裁判所は該証拠の顯  
在を認めれば其清浄上必要とする他のものと與へらるべしものとす

第十三條 防禦の爲めの申請書の取扱い

審理の開始に先立ち本裁判所に対しして為さるる動議、由請其の他の請求は總て書面を以て  
爲すべしものとす、且本裁判所は其定むる爲之を本裁判所書記長に授けしめんとす

## 第四章 裁判所の権限及び審理の執行

第十一條 権限 本裁判所は左記権限を有す

(一) 人証を召喚し 其の出廷及び証言を命じ 且之を訊問すること

(二) 各被告人を訊問し 且被告人が訊問に対する答弁を拒否したる場合に於て右拒否に關し 訴訟關係人の論評を許可すること

(三) 文書其の他の證據資料の提告を命ずること

(四) 各人証に対し宣誓 誓言 又は其の本國の慣習に依る 宣誓を爲すべしことを命じ 且宣誓を執行すること

(五) 本裁判所の指示する事務を遂行する爲めの職責を任命すること 並に證據調を他へ囑託すること

第十二條 審理の執行 本裁判所は左記各項を遵守すべし

(一) 審理を起訴事實に付生したる筆算の迅速なる取調に嚴格に限定すること

(二) 不当に審理を遅延せしむるが如き行爲を防止する爲め嚴重なる手段を執り 且其の如

何なる種類たることを問はず 起訴事實に關聯なき事象及び陳述を排除すること

(八) 審理に於ける秩序の維持を圖り 法廷に於ける不服従行為に付之を即決し 且爾後の審理の全部又は一部に付被告人又は其の弁護人の退廷を命ずる等適當なる制裁を課すること但之が爲め起訴事實の判定に付補題の取扱を爲すべからざるものとす

(三) 被告人に付審理すべき精細的及び肉体的能力の有無を決定すること

### 第十三條 證據

(イ) 證據能力本裁判所は證據に關する技術的規則に拘束せらるることなく 本裁判所は迅速且機宜の手續を最大限度に採用且適用すべし 本裁判所に於て證明力ありと認むる限り如何なる證據をも採用するものとす 被告人の表示したる承認又は陳述は總て證據として採用することを得

(ロ) 證據の關聯性 本裁判所は證據の關聯性、有無を判定する爲め證據の提出前證據の性質に付説明を徴することを得ものとす

(ハ) 採用し得べき具體的證據の例示 左に掲ぐるものは何れも證據として採用し得るものとす

二 機密上の種別如何に拘らず見合行へは署名を以てし、或政府、海  
陸に属する將校、官廳、機關乃至構成員、於此に署名を以てし、本裁判所  
認めらるゝとす。

三 國際赤十字社には其の法醫匠前へは任務報告書、調査書又は情報報告  
書に記載せらるゝ事蹟を直接取得し、本裁判所へ提出せらるゝ者、署名及び捺印、捺  
印と本裁判所と於て認めらるゝとす。

三 宣誓始末書、聴取書、其の他若しある陳述書

四 本裁判所と於て起訴事實に關係ある箇条を以て含すと認めらるゝ日記、言狀若し宣誓文  
は非宣誓陳述を合む其の文書

五 原本を即時復讐し得ざる場合に於ては又寫り寫、其の他原本の内容を第二文的に証明  
する証據物

三 裁判所に顯著なる事項、本裁判所は公知の事實乃至は或國家の公衆の文書及び報告  
書の眞実性乃至は或國際聯合に關する事實、又其の他の機關の作成に係る調査記  
録及び天建書の眞実性に付ては其の立証を要せざるものとす。



第十四條 裁判の場所 最初、裁判は東京に於て之を行ふべく爾後行はるゝことあるべき

裁判は本裁判所の決定する場所に於て之を行ふものとす

第十五條 裁判手続の進行 本裁判に於ける手続は左記の過程を経べきものとす

(イ) 起訴状は法廷に於て朗読せらるべし、但被告人全員が其の省略に同意したる場合は此の限にありず

(ロ) 裁判所は各被告人に對し「有罪」又は「無罪」の何れを主張するべし

(ハ) 檢察官並に各被告人(代理せられ居る場合は弁護人に限り)は簡單なる劈頭陳述を爲すことを得

(ニ) 檢察官及び被告人側は證據の提出を爲すことを得べく裁判所は該證據の採否に付決定すべし

(ホ) 檢察官並に各被告人(代理せられ居る場合は弁護人に限り)は各人証及び証言を爲し各被告人を訊問することを得

(ヘ) 被告人(代理せられ居る場合は弁護人に限り)は裁判所に對し意見を陳述することを得

(1) 検察官は裁判所に對し意見を陳述することを得

(2) 裁判所は有罪、無罪の判決を下し刑を宣告す

## 第五章 有罪無罪の判決及び刑の宣告

第十六條 刑罰 本裁判所は有罪の認定を爲したる場合に於ては被告人に對し死刑又は其の他本裁判所が公正と認むる刑罰を課する権限を有す

第十七條 判決及び審査 判決は公開の法廷に於て宣言せらるべく且之に判決理由を付すべし裁判の記録は速かに聯合國軍最高司令官に對し審査を受くる爲め送付せらるべし  
宣告刑は聯合國軍最高司令官の指令に従ひ執行せらるべく聯合國軍最高司令官は何時にても宣告刑に付之を軽減し又は刑を加重せざる限り其の他の変更を加ふることを得

12

1815